

川島町個人情報保護条例新旧対照表

〔平成13年9月20日〕
 条例第14号

下線の部分は改正を示す。

改正案	現行
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会をいう。</u></p> <p>(2) 個人情報 <u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>第3条～第8条 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、<u>又は本人に提供するとき。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 個人情報 <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>第3条～第8条 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

(5) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(7) 略

2 略

3 実施機関は、第1項第4号、第5号、第6号又は第7号の規定により、目的外利用等をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条 略

(電子計算機の回線による結合の制限)

第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、町以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(2) 略

第12条～第17条 略

(5) 略

2 略

3 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定により、目的外利用等をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条 略

(電子計算機の回線による結合の制限)

第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(2) 略

第12条～第17条 略

(裁量的開示)

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第16条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、公益上又は個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

2 実施機関は、保有個人情報が不正に取得されたことが明確になった場合に限り、開示請求の有無にかかわらず、当該保有個人情報を不正に取得された者に、当該不正取得に関する情報(不正に取得した者が明確である場合に限り、当該不正に取得した者に係る保有個人情報を含む。)を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第18条～第38条 略

第18条～第38条 略